

水道料金・下水道使用料表（1か月料金計算）

水道料金（1か月）

用途	基本水量	基本料金	消費税及び地方消費税別 超過料金（1m ³ につき）	
			超過水量	料金
家事用 営業用 官公署用	5m ³ 以下	500円	6～10m ³	80円
			11～20m ³	105円
			21～30m ³	125円
			31～40m ³	160円
			41～50m ³	190円
			51m ³ 以上	215円
湯屋用	10m ³ 以下	900円	11m ³ 以上	90円
特別栓	1m ³ につき		215円	

（メーター使用料）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料	40円	60円	80円	100円	150円	400円	1,000円

【水道料金計算例】

（家事用・口径13mm・1か月の場合）

水道料金＝基本料金（5m³まで500円）＋超過料金＋メーター使用料（40円）＋消費税等

（使用水量 50m³の場合）

基本料金	0～5m ³	500円 × 1か月	=	500円
超過料金	6～10m ³	80円 × 5m ³	=	400円
	11～20m ³	105円 × 10m ³	=	1,050円
	21～30m ³	125円 × 10m ³	=	1,250円
	31～40m ³	160円 × 10m ³	=	1,600円
	41～50m ³	190円 × 10m ³	=	1,900円
メーター使用料		40円 × 1か月	=	40円
	小計			6,740円（消費税等別）
消費税等		6,740円 × 0.10	=	674円
水道料金		合計		7,414円

10円未満切り捨てのため、水道料金は、7,410円

※ 令和7年4月1日より、下水道使用料を改定（値上げ）しました。

下水道使用料（1か月）

消費税及び地方消費税別

用途	基本使用料	消費税及び地方消費税別 従量使用料（1m ³ につき）	
		排出量	使用料
汚水	610円	1～5m ³	42円
		6～10m ³	62円
		11～20m ³	81円
		21～40m ³	101円
		41～100m ³	122円
		101～500m ³	151円
		501m ³ 以上	191円

水道料金（下水道使用料）は、2か月に一度の検針徴収となっています。

【下水道使用料計算例】

（1か月の場合）

下水道使用料＝基本使用料（610円）＋従量使用料＋消費税等

（排出量 50m³の場合）

基本使用料	610円 × 1か月	=	610円
従量使用料	1～5m ³	42円 × 5m ³	= 210円
	6～10m ³	62円 × 5m ³	= 310円
	11～20m ³	81円 × 10m ³	= 810円
	21～40m ³	101円 × 20m ³	= 2,020円
	41～50m ³	122円 × 10m ³	= 1,220円
	小計		5,180円（消費税等別）
消費税等	5,180円 × 0.10	=	518円
下水道使用料	合計		5,698円

10円未満切り捨てのため、下水道使用料は、5,690円

問合先
電話

岩倉市水道事業
0587-38-5816